

野辺地町DX推進計画

【第 2.0 版】

令和 7 年 3 月 策定（第 1.0 版）

令和 8 年 5 月 改定（第 2.0 版）

青森県野辺地町

目 次

1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 国の動向	2
5. 町の現状と課題	3
6. 推進体制	5
7. 目標と基本方針	6
8. 個別施策の概要	6
9. DXのロードマップ	8
用語集	10

1. 計画策定の目的

近年のスマートフォンの急速な普及、ネットワークの高速・大容量化、AI[※]や IoT[※]といった新たな技術・サービスの登場など、デジタル技術が著しく進展する中、これらの技術革新を的確に把握し、行政サービスの向上に努めていく必要があります。

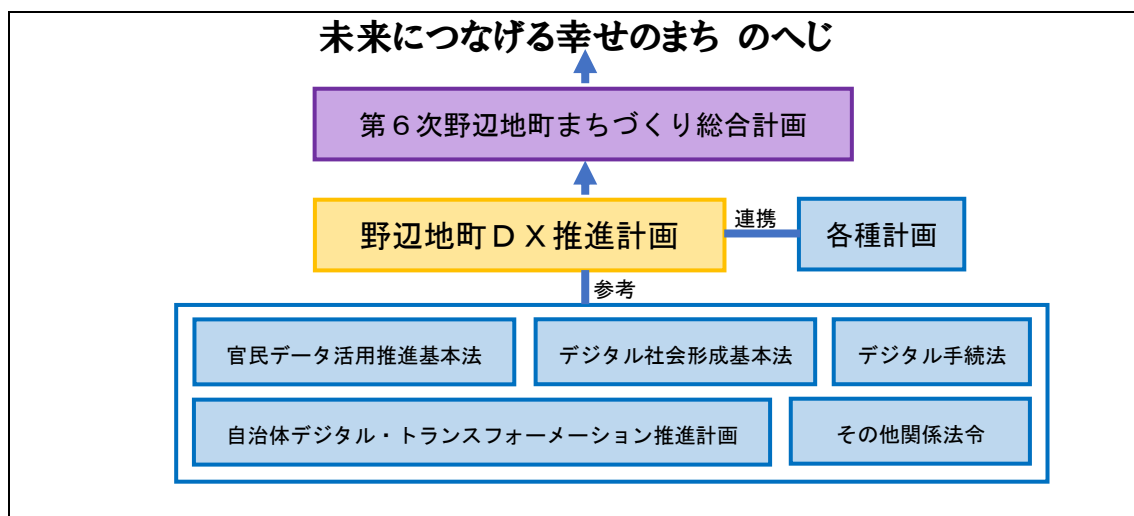
国においては、今般の新型コロナウイルス感染症対応において、煩雑な手続や給付金支給作業の遅延による住民サービスの低下、書面・押印・対面の必要性の見直しなど、デジタル化の課題が社会問題として認知されたことを踏まえ、これらの課題を根本的に解決するため、大胆な規制改革の突破口としてデジタル庁を発足したほか、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されました。

当町では、このビジョンの実現に向けて、国のデジタル化に対する方針や自治体の DX[※]化への推進要請等を踏まえ、当町における DX 推進に向けた方針、関連する取組を取りまとめた「野辺地町 DX 推進計画」を策定し、利用者目線に立った住民サービスの向上や行政事務の効率化を推進してまいります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「第6次野辺地町まちづくり総合計画」に掲げる将来像「未来につなげる幸せのまち のへじ」の実現に向け整合性を図るとともに、国・県の方針等を踏まえ、当町の ICT[※]を活用した取組をさらに推進するための計画として位置づけます。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の規定に基づく、当町の「市町村官民データ活用推進計画」としても取り扱うものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度を初年度とし、上位計画である「第6次野辺地町まちづくり総合計画」の最終年である令和12年度までの6年間とします。

ただし、国が定める「自治体DX推進計画」等の施策との整合・連携を図る必要があることから、国の動向や当町を取り巻く情勢の変化やICTをめぐる技術の進展を反映させるため適宜見直しを行います。

また、当町における取組スケジュール(ロードマップ)を設定し、毎年度更新を行います。

4. 国の動向

近年、世界中でICTが急速に高度化しソーシャルメディア^{*}や動画配信等多様なサービスが提供されるようになりました。また、ICTは社会・経済活動のインフラとして浸透し、防災、医療、教育など様々な分野において不可欠なものとなっています。

国では、これまでも急速な少子高齢化や人口減少社会などの課題に対応するため、社会における官民データの活用を推進するなど、ICTの活用を推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症への対応や人口減少社会へ向けた必要性から、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」、「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定、総務省では計画を実現するための「自治体DX推進計画」を策定し、地方と一体となって着実に進めていくこととされました。

さらに、令和3年5月にデジタル改革関連法を成立させ、これにより地方公共団体の責務として、「国の理念にのっとりデジタル社会の形成に関して自主的な施策を策定、実施する」ことが明記されました。

(主な国の動き)

(1) 官民データ活用推進基本法

平成28年12月、急速な少子高齢化などの課題に対応するため、官民が保有する多様なデータを効果的に活用することを目的とした「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されました。

これにより、官民が保有するデータを活用した新ビジネスの創出や、データに基づく行政、医療介護、教育などの効率化が推進されることとなりました。

(2) デジタル手続法

令和元年12月、ICTを活用し行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための「デジタル手続法」が施行されました。

これにより、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項が定められるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策が示され、次の3原則が規定されました。

① デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
② ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③ コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

(3) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画、自治体DX推進計画

令和2年12月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

さらに、このビジョンを実現するために「デジタル・ガバメント実行計画」の改定と「自治体DX推進計画」の策定がなされました。これにより、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされ、行政サービスのデジタル化による利便性向上や業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくため、地方公共団体において取り組むべき重点取組事項が示されました。

その後、令和7年12月の改定により、重点取組事項は次のとおりとなりました。

<自治体DX推進計画における重点取組事項>

- ① 自治体フロントヤード改革*の推進
- ② 地方公共団体情報システムの標準化
- ③ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- ④ 公金収納における eL-QR*の活用
- ⑤ マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底
- ⑦ 自治体のAIの利用推進
- ⑧ テレワーク*の推進

(4) デジタル改革関連法

令和3年9月に、「デジタル改革関連法」の6つの法律が施行され、デジタル庁の新設とともに個人情報保護制度の見直しや、マイナンバーの活用推進等、その利用に努める組織体制が整いました。

<デジタル改革関連法>

- ① デジタル社会形成基本法
- ② デジタル庁設置法
- ③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

5. 町の現状と課題

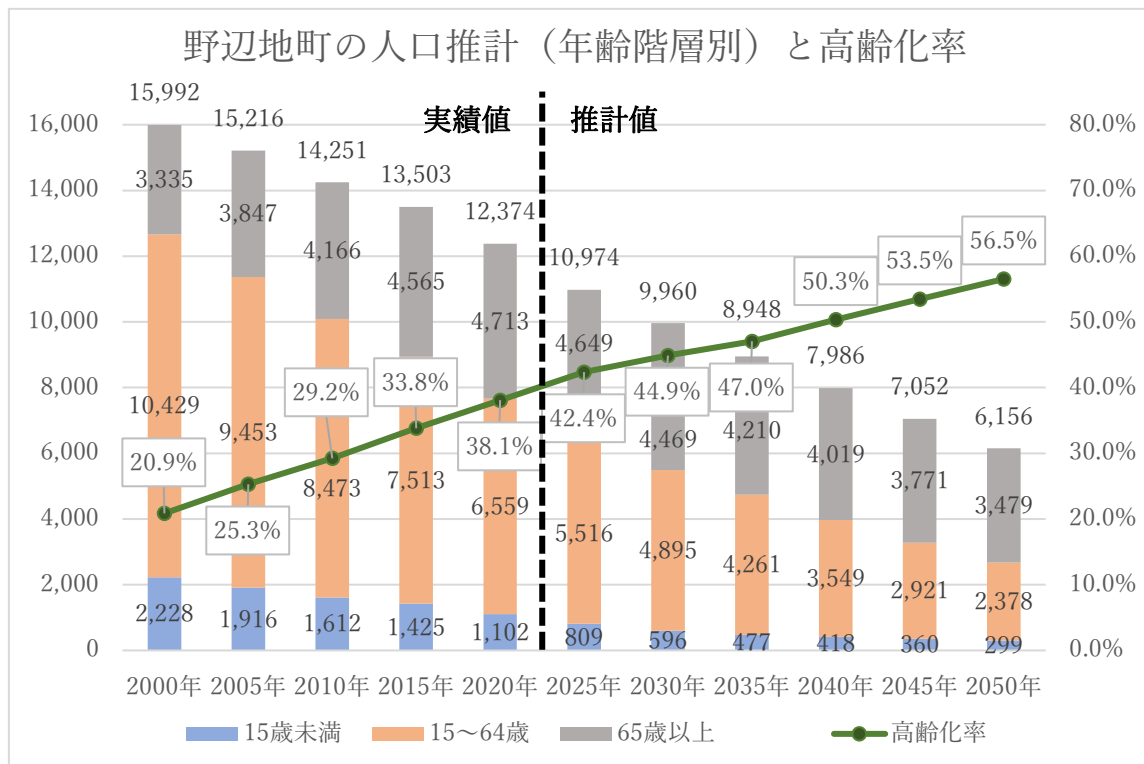
当町の人口は年々減少しており、今後も減少傾向が続くことが予測されています。

令和22年(2040年)には高齢化率が50%を超える推計となっており、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合が極度に減少した場合、農業や漁業の縮退などにより経済規模が縮小するほか、商業などの各種民間サービス、行政サービスの低下、医療費や社会保障費など住民負担の増大、コミュニティの衰退等が懸念されます。

行政においても労働力の絶対的な不足は避けられず、新たな自治体行政の在り方として、ICTを活用し少ない職員数でも自治体の担う機能を発揮できる仕組みを備え、人口減

少・少子高齢化における多様な行政ニーズに対応できるよう行政の変革が求められています。

今後、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるためには、行政内部の効率化、省力化を図り、企画立案など「職員」でなければできない業務に注力できる体制への転換を図っていく必要があります。



資料) 総務省統計局「国勢調査」(2000年～2020年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2025年～2050年)

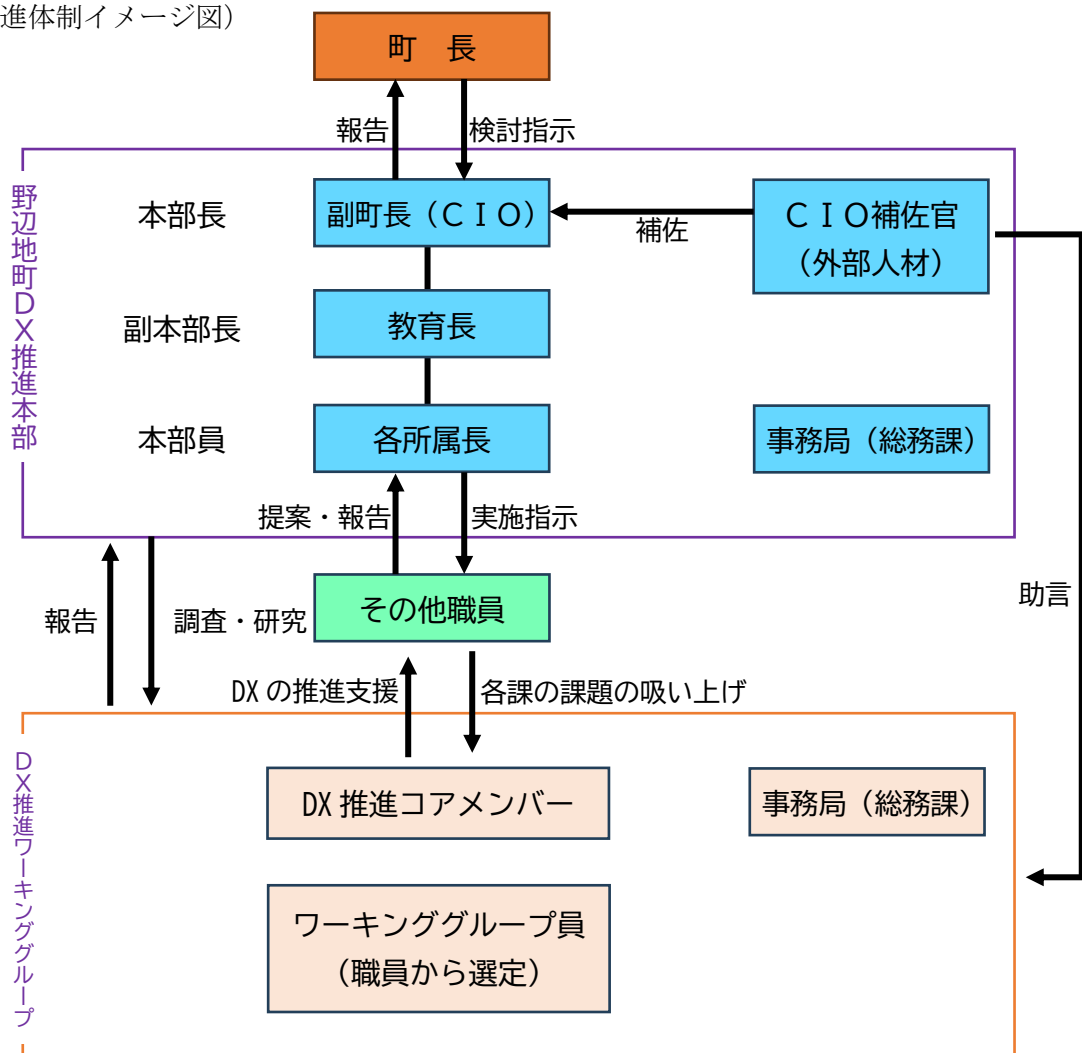
6. 推進体制

DX の推進は、全庁的な連携と協力が不可欠で、本計画を強力に推進するためには、分野横断的かつ戦略的に ICT を活用した施策・事業に取り組む必要があることから、副町長を CIO*（最高情報統括責任者）とする庁内横断組織「野辺地町 DX 推進本部」を令和 7 年 4 月 23 日に組織しました。

CIO のマネジメントを専門的知見から補佐する CIO 補佐官等については、外部人材を活用し、DX の推進を積極的に進めます。

社会情勢や技術の発展などの急速な変化に対しては、状況の変化を的確に把握し、変化に応じて方針を見直すなど、臨機応変に対応します。

（推進体制イメージ図）



7. 目標と基本方針

DX とは、デジタル技術とデータの活用を推進し、サービスの利便性を向上させ、人々の生活をあらゆる面でよりよい方向へ変化させることです。

社会情勢が変化していく中で、デジタル技術とデータの活用を推進し、住民の誰もがデジタル化の恩恵や利便性を享受でき、新たな価値が創出される地域社会を実現するため、本計画では次の3つの基本方針を掲げ、DX 推進に向けた取組を展開していきます。

基本方針1 デジタル化による町民サービスの向上

- ◎1-1 フロントヤード改革の推進
- ◎1-2 公金収納における eL-QR の活用
- ◎1-3 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- ◎1-4 デジタルデバイド※（情報格差）対策
- ◎1-5 情報発信の強化及びアクセシビリティへの対応

基本方針2 デジタル化による行政事務の効率化

- ◎2-1 地方公共団体情報システムの標準化
- ◎2-2 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- ◎2-3 自治体の AI の利用推進
- ◎2-4 テレワークの推進
- ◎2-5 庁内 DX 化推進のための外部人材の活用及び BPR の実施

基本方針3 安全性の確保

- ◎3-1 セキュリティ対策の徹底
- ◎3-2 個人情報等の適正な取扱い
- ◎3-3 職員のデジタルリテラシー向上

「◎」は、自治体 DX 推進計画における重点取組事項

8. 個別施策の概要

1-1 フロントヤード改革の推進

現在、一部の申請においてマイナポータル※のびったりサービス※や民間の電子申請システムを利用したサービスが行われていますが、今後もこのような行政手続きのオンライン化を推進します。

また多様な住民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの基盤も活用し、行政手続のオンライン化だけでなく、コンビニ交付サービスの導入を検討します。

1-2 公金収納における eL-QR の活用

令和6年6月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」（令和6年法律第65号）において、eL-QR を活用した公金収納を可能とするために必要な規定が盛り込まれました。

当町は、地方税の納付について eL-QR を活用した電子納付を行っていますが、その他の公金についても、eL-QR を活用した電子納付が行えるよう、関係課が連携して、システム改修等を行います。

1-3 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるものであるとされています。

当町のカード保有率は80.7%であり全国平均の82.1%をわずかに下回るものの、概ね同水準で普及が進んでいます。(令和8年3月末現在、総務省「マイナンバーカードの申請・交付・保有状況」より)

今後も、出張申請窓口や休日交付の取組を継続し、申請・交付体制を維持しつつ、マイナンバーカードの利用を推進する方策について検討します。

1-4 デジタルデバイド（情報格差）対策

当町では、光ファイバー通信網が整備されない地域に対し民間事業者が行う光ファイバー網の整備に対し、事業費の補助を行い通信網の格差解消に取り組んでおり、令和6年12月に解消されました。

今後は、デジタルに不慣れな住民もデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、スマートフォンの使い方講習会を開催するなど、情報格差是正に取り組めます。

1-5 情報発信の強化及びアクセシビリティへの対応

情報発信の強化のため、令和7年8月に町公式LINEの運用を開始しました。

今後も、住民が必要な情報を手軽に受け取れるような情報発信を続けます。

また、現行の町ホームページについては、アクセシビリティが十分に確保されていない状況が課題となっているので、これを解消するため、ホームページのリニューアルを実施し、アクセシビリティに配慮した設計を取り入れ、すべての方に分かりやすい情報発信を目指します。

2-1 地方公共団体情報システムの標準化

令和3年9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、令和7年度末までに基幹系20業務システムを標準化した上で、原則としてガバメントクラウド[※]に移行させることとなりました。

当町は、令和8年3月2日までに基幹系システムの標準化及びガバメントクラウド等へ移行しました。

2-2 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進

基幹系の業務システム以外の市町村で共通する業務で使用するシステムについて、

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(令和6年6月21日閣議決定)に基づきシステムの共通化や調達共同化を検討します。

2-3 自治体のAIの利用推進

令和7年9月に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体はAIの活用等を進めていく責務を有することとなりました。

当町においても、少子高齢化の進行や人口減少に伴う自治体職員の不足や税収の減少が進む中で、行政サービスを維持・向上させるために、自治体向け生成AIサービスを導入し、活用を推進します。

2-4 テレワークの推進

新たな感染症の発生などにより、多数の職員が登庁できなくなった場合、町の業務継続が困難になる恐れがあります。

このような状況に対応するため、在宅勤務を想定したテレワークの導入について検討を進めます。

2-5 庁内 DX 化推進のための外部人材の活用と BPR の実施

デジタルを活用した行政サービスや業務効率化のためには、既存の業務を見直すための考え方やデジタル技術に関する知識・スキルが必要です。

内部の人材だけでは、十分な能力や経験を持つ職員を確保することが難しいため、外部の専門人材を活用し、庁内の DX 化を力強く推進します。

また、庁内の DX 化を推進する上で必要なことは、既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築するいわゆる BPR^{*}の取組を行うことが重要です。

外部の専門人材を活用して、DX 化の前提となる BPR に取り組みます。

3-1 セキュリティ対策の徹底

急速なデジタル技術の進歩により、求められる適切なセキュリティ対策の徹底を図ります。

また、それらの変化に併せて、情報セキュリティポリシー^{*}を随時見直し、情報を守る取組を継続します。

3-2 個人情報等の適正な取扱い

個人情報及び特定個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の関係法令を遵守し、適正に取扱います。

3-3 職員のデジタルリテラシー向上

DX 化を浸透させるためには、町職員のスキルアップが必要です。

専門家や外部人材を活用した、情報セキュリティ、個人情報保護、DX 化推進等の研修を実施し、デジタルリテラシーの向上を図ります。

9. DX のロードマップ

当町が目指す「未来につなげる幸せのまち のへじ」の実現に向けて、基本方針及び個別施策で示した事項については、次のロードマップのとおり取り組みます。

DXのロードマップ

野辺地町DX推進計画

	令和7年度(実績)	令和8年度	令和9年度
基本方針1 デジタル化 による町民 サービスの 向上	<p>①フロントヤード改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン申請の職員向け操作説明会を実施し、利用を促進 各種アンケート、参加申込のオンライン化 各種申請・届出のオンライン化 <p>②公金収納におけるeLTAXの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税以外の公金での実施を検討 <p>③マイナンバーカードの普及促進・利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 出張申請窓口や休日交付の取組を継続 <p>④デジタルデバйд対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民向けのスマホ相談会を実施 <p>⑤SNS等を情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 町公式LINEの運用開始 	<p>①フロントヤード改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン申請利用の拡大(総合検診の申込等) コンビニ交付サービスの導入検討 <p>②公金収納におけるeL-QRの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務会計システム等の改修 <p>③マイナンバーカードの取得支援・利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 出張申請窓口や休日交付の取組を継続 利用促進策の検討(コンビニ交付等) <p>④デジタルデバйд対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民向けのスマホ相談会を継続 <p>⑤情報発信の強化及びアクセシビリティへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 町ホームページのリニューアル 	<p>①フロントヤード改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン申請利用の拡大(補助申請等) コンビニ交付サービスの導入 <p>②公金収納におけるeL-QRの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税以外の公金の電子納付開始 <p>③マイナンバーカードの取得支援・利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 出張申請窓口や休日交付の取組を継続 利用促進策の実施(コンビニ交付) <p>④デジタルデバйд対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民向けのスマホ相談会を継続 <p>⑤情報発信の強化及びアクセシビリティへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> LINE・ホームページの情報発信強化(チャットボット導入検討)
基本方針2 デジタル化 による行政 事務の効 率化	<p>①情報システムの標準化・共通化</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹系システムを標準化・ガバメントクラウド等へ移行 <p>②AI・RPAの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付金事業でAI-OCRとRPAを利用 <p>③庁内DX化推進のための外部人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> DX推進本部の設置 DX推進アドバイザーに外部人材を登用 BPRの実施 	<p>①地方公共団体情報システムの標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行後の安定運用と経費削減策の検討 <p>②「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹系業務以外のシステムでの共通化の検討 <p>③AIの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体向け生成AIの利用開始 AI-OCRの利用拡大(総合検診等) <p>④テレワークの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> テレワーク導入の検討 <p>⑤庁内DX化推進のための外部人材の活用とBPRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> DX推進アドバイザーに外部人材を登用 BPRの実施 	<p>①地方公共団体情報システムの標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費削減策の検討・実施 <p>②「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹系業務以外のシステムでの共通化の検討 <p>③AIの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体向け生成AIの利用継続 財政向け生成AI導入の検討 <p>④テレワークの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> テレワーク導入の検討 <p>⑤庁内DX化推進のための外部人材の活用とBPRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> DX推進アドバイザーに外部人材を登用 BPRの実施
基本方針3 安全性の 確保	<p>①セキュリティ対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシーの遵守・見直し <p>②個人情報等の適正な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護研修の実施 <p>③職員のデジタルリテラシー向上</p> <ul style="list-style-type: none"> DX研修の実施 	<p>①セキュリティ対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシーの遵守 外部記憶媒体管理運用規程の策定 <p>②個人情報等の適正な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の実施 <p>③職員のデジタルリテラシー向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 生成AI研修の実施 	<p>①セキュリティ対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシーの遵守・見直し <p>②個人情報等の適正な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の実施 <p>③職員のデジタルリテラシー向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 生成AI研修の実施

【用語集】

用語	解説	出典・参考 (一部抜粋、要約あり)
AI (エー・アイ)	Artificial Intelligence (人工知能) の略。 コンピュータがデータを分析し、推論 (知識を基に、新しい結論を得ること) や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習 (情報から将来使えそうな知識を見つけること) などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。	株式会社キーエンス IoT 用語辞典
IoT (アイ・オー・ティー)	Internet of Things の略。 コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。	IT 用語辞典 e- Words
DX (ディー・エックス)	デジタル・トランスフォーメーションのこと。 企業が外部エコシステム (顧客、市場) の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム (組織、文化、従業員) の変革を牽引しながら、第 3 のプラットフォーム (クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術) を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。 なお、地方自治体が行う DX (自治体 DX) とは、地方自治体が IT やその他の最新技術を活用して業務効率化や生産性向上を進め、住民の利便性や行政サービスの維持・向上を目指す取組のこと。	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) 株式会社インテック「自治体 DX とは? 成功につなげるためのポイント・先進事例を紹介」
ICT (アイ・シー・ティー)	Information and Communication Technology の略。 情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。 IT (Information Technology) もほぼ同義として用いられるが、ICT には通信を前提とする諸技術 (インターネットなど) という意味合いをもたせる場合や、IT を含むより包括的な概念とする場合もある。	IT 用語辞典 e- Words
ソーシャルメディア	インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。狭義にはいわゆる「SNS」を指す。	IT 用語辞典 e- Words
SNS (エス・エヌ・エス)	Social Networking Service の略。 人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点や繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。	IT 用語辞典 e- Words
テレワーク	コンピュータや通信回線などを利用して、勤務先のオフィス以外の場所で仕事をする事。 広義には、出勤すべき決まった事業所がなく常に自宅や外出先で仕事をする事を含む。 英語では “telecommuting” (テレコミュティング) と呼ぶのが一般的。	IT 用語辞典 e- Words
CIO (シー・アイ・オー)	Chief Information Officer の略。 組織内の情報戦略のトップとして情報の取扱いや情報システム、情報技術 (IT) について統括する役員や責任者のこと。	IT 用語辞典 e- Words

用語	解説	出典・参考 (一部抜粋、要約あり)
デジタルデバイド	パソコンやスマートフォン、インターネットなどの情報技術（IT）に触れたり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。 個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差がある。	IT 用語辞典 e- Words
ガバメントクラウド	デジタル庁が求める技術要件を満たす複数のクラウドサービスにより整備する、国・地方公共団体等が利用可能なクラウドサービスの利用環境のこと。	デジタル庁 重点 計画用語集
フロントヤード改革	行政手続のオンライン化だけでなく、書かない窓口、ワンストップ窓口など、住民と行政との接点（フロントヤード）を住民利便性の向上や業務の効率化のために改革すること。	総務省 自治体フ ロントヤード改革 に関する個別取組 事例集
eL-QR（エルクューアール）	地方税統一QRコードのこと。 総務省と全国銀行協会によって共催された「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」にて定義された二次元コード。 利用者がPCやスマートフォンから電子納付する場合や、金融機関に納付書を持ち込んだ場合等に、納付書の情報を読み込むために使用する。	総務省 eL-QR を 活用した公金収納 の開始に向けた留 意事項等について
マイナポータル	行政手続のオンライン窓口のこと。 所得・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報を確認できる。また、お住まいの地域のサービスや手続をパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続によってはそのまま申請できる。	デジタル庁 マイ ナポータル
ぴったりサービス	マイナポータルのサービスの一つで、インターネット経由で住民が行政手続に関する検索や電子申請を行うことができるサービスのこと。	デジタル庁 ぴっ たりサービススタ ートガイド
BPR（ビー・ピー・アール）	Business Process Reengineering の略。 業務改革とも言う。業務内容や業務の流れ、組織構造を分析し、最適化することによって、業務プロセスを抜本的に構築すること。	総務省 用語解説
情報セキュリティポリシー	企業などの組織が取り扱う情報やコンピュータシステムを安全に保つための基本方針や対策基準などを定めたもの。広義には、具体的な規約や実施手順、管理規定などを含む場合がある。 地方公共団体における情報セキュリティは、各地方公共団体が保有する情報資産を守るにあたって自ら責任を持って確保すべきものであり、情報セキュリティポリシーも各地方公共団体が組織の実態に応じて自主的に策定するもの。	IT 用語辞典 e- Words 総務省 地方公共 団体における情報 セキュリティポリ シーに関するガイ ドライン